

風力発電設備に関する騒音規制のあり方 (案)

1

項 目

- 1 規制基準の課題
- 2 規制基準の改正 (案)

2

1 規制基準の課題

(1) 規制基準の課題

- 風力発電設備は、地球温暖化防止対策に資する重要な再生可能エネルギー発電設備である一方、近年、大型化が進んでおり、騒音による生活環境への影響が懸念されている。
- 現行の規制基準は、従来の工場等の敷地境界での規制基準を適用しており、周辺的生活環境が損なわれるおそれがないと認められる場合にはこれによらないとされている。
周辺的生活環境が損なわれているか否かは、ガイドラインで判断しており、環境保全条例の規定に基づく指導を行うためには、規制基準に位置づける必要がある。

3

2 規制基準の改正（案）

(1) 規制基準の見直しの方針

- 現行の規制基準でのガイドラインの内容を規制基準に反映することにより、規制基準を明確化する。
- 新たに設置される風力発電設備は、上記の新たな基準（以下「新基準」という。）を適用する。
- 既に設置されている風力発電設備は現行の規制基準（以下「現行基準」という。）を適用する。

4

2 規制基準の改正（案）

（2）風力発電設備に関する条例と規模

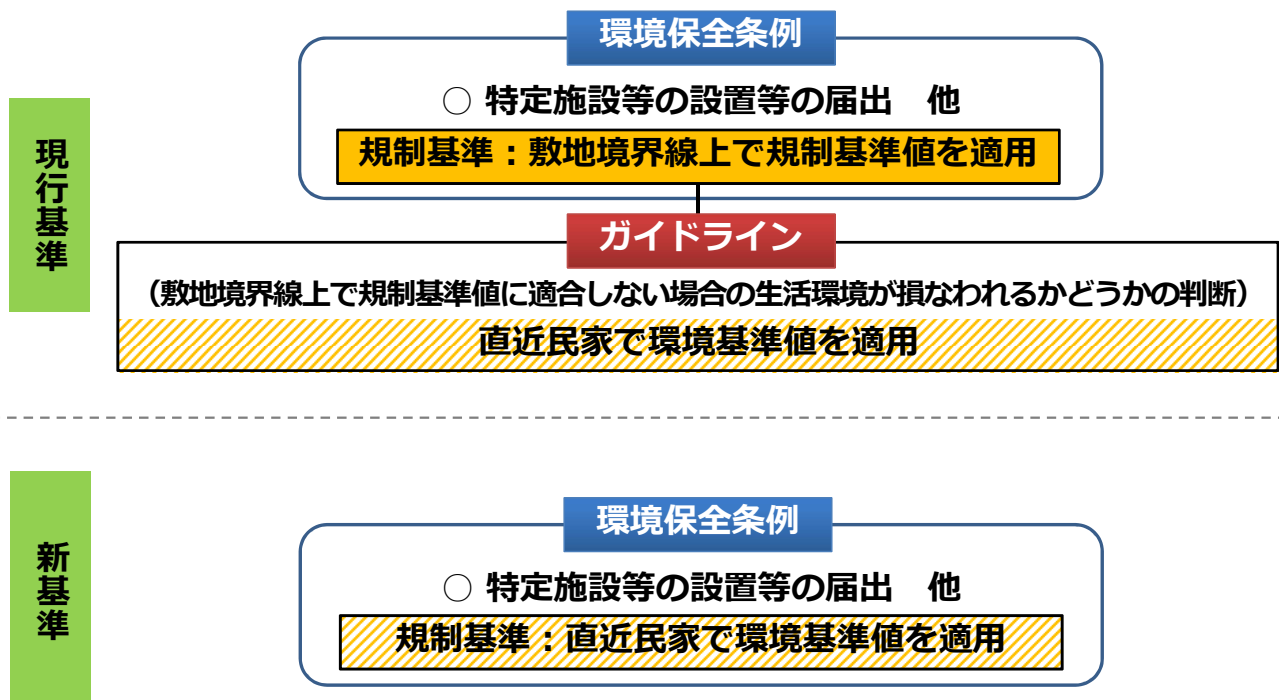
条例		出力	20kW	500kW	1,500kW
アセス条例	(特別地域以外)				→
	(特別地域)			→	→
太陽光条例	(特別地域以外)				→
	(特別地域)			→	→
環境保全条例	特定施設の届出		→	→	→
規制基準	規制基準の遵守		→	→	→

※ 環境保全条例では、「特定施設の届出」に規模要件はあるが（20kW以上）、
「規制基準の遵守」に規模要件はない。

5

2 規制基準の改正（案）

（3）現行基準と新基準のイメージ



6

2 規制基準の改正（案）

（４）現行基準と新基準の比較

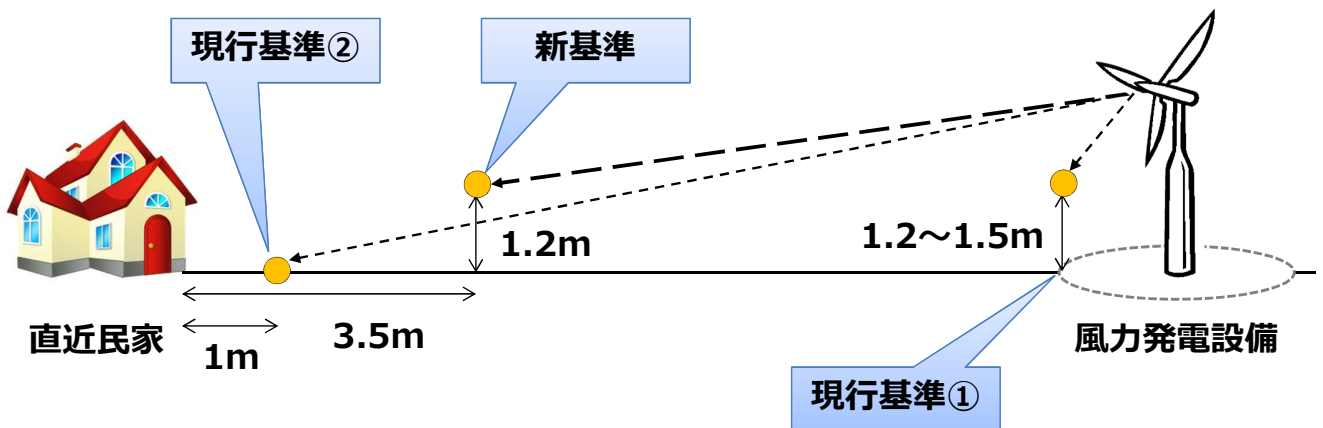
	現行基準	新基準
規制基準値	① 規制基準を適用 ② 環境基準を適用	環境基準を適用
測定地点 (基準適用地点)	① 敷地境界線上 ② 直近民家から1m	直近民家から3.5m
測定高さ	① 1.2～1.5m ② 0m	1.2m
規制対象騒音	① 総合騒音 ② 風車到達騒音※	風車到達騒音※

※ 風車到達騒音：風力発電設備から発生し、測定地点に到達する騒音
 (風車到達騒音 (dB) = 風車稼動時の総合騒音 (dB) - 風車停止時の総合騒音 (dB))

7

2 規制基準の改正（案）

（５）測定地点（基準適用地点）と測定高さのイメージ



2 規制基準の改正（案）

（6）騒音に係る環境基準

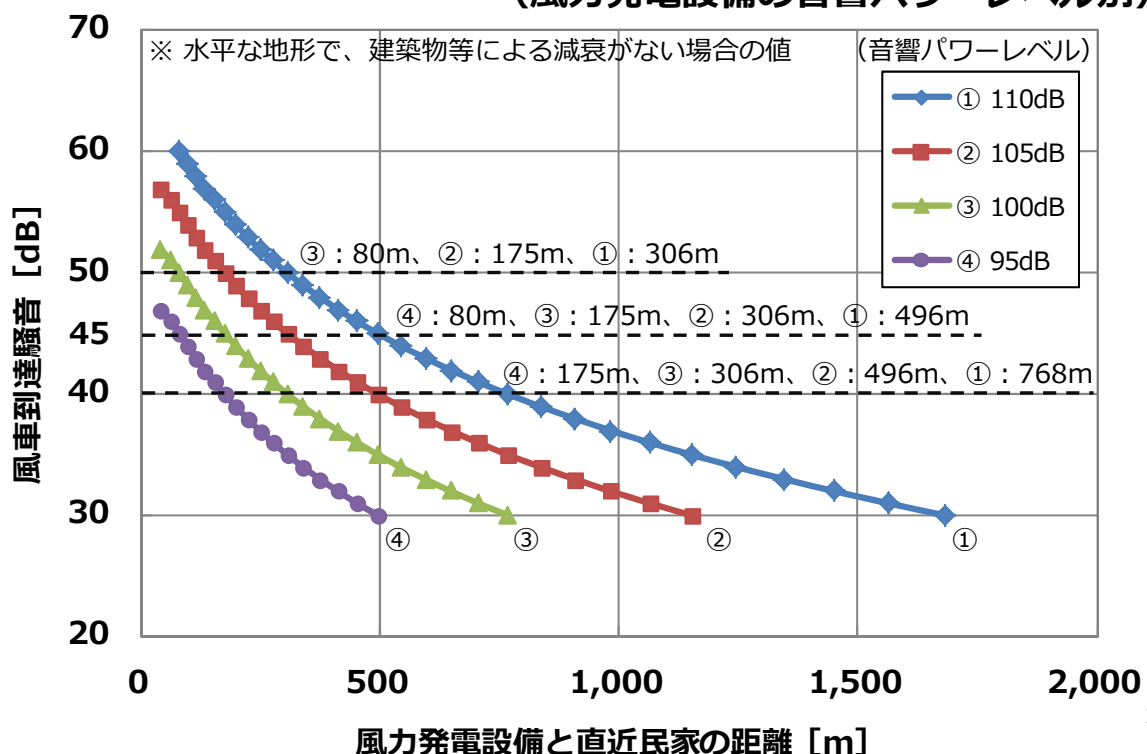
地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
A A	50dB以下	40dB以下
A 及び B	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

9

2 規制基準の改正（案）

（7）「風力発電設備と直近民家の距離」と「風車到達騒音」の関係 (風力発電設備の音響パワーレベル別)



10

2 規制基準の改正（案）

（8）新基準の課題

- 風力発電設備の設置後に、設置時に騒音を評価した直近民家より風力発電設備に近い場所に民家が建設された場合、規制基準値に適合しなくなる。

【対応案】

測定地点（基準適用地点）は、風力発電設備設置時の直近民家で固定する。

風力発電設備に係る騒音規制のあり方（骨子）

1 背景

風力発電設備は、地球温暖化防止対策に資する重要な再生可能エネルギー発電設備として、全国的に設置が進められています。

一方、機械音や風切り音による騒音の影響が懸念されることから、兵庫県では、平成 19 年 6 月に「環境の保全と創造に関する条例施行規則」を改正し、出力 20 キロワット以上の風力発電設備を特定施設に追加するとともに、同年 8 月に「風力発電設備に係るガイドライン」を策定し、風力発電設備の設置者を指導しています。

近年、設備の大型化が進んでおり、騒音による生活環境への影響が懸念されていることから、騒音規制のあり方について見直しが必要です。

2 目的

「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準（平成 8 年兵庫県告示第 542 号）」を改正し、風力発電設備の騒音に係る規制基準を定めようとするものです。

3 規制内容

「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準（平成 8 年兵庫県告示第 542 号）」に、以下のとおり風力発電設備の規制基準を追加します。

表 風力発電設備から発生する騒音の規制基準

区分	地域の類型	規制基準（単位 デシベル）	
		昼間 〔 午前 6 時から 午後 10 時まで 〕	夜間 〔 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで 〕
風力発電設備	AA	50	40
	A 及び B	55	45
	C	60	50

注 1) 地域の類型は、測定地点における環境基準の類型指定によるものとします。

注 2) 騒音の測定地点は、風力発電設備ごとに、騒音の影響を最も受ける住居から風力発電設備に向かって 3.5 メートル、地上からの高さが 1.2 メートルの位置とします。

注 3) 騒音の大きさは、風車到達騒音*の大きさとしします。

*風車到達騒音：風力発電設備から発生し、測定地点に到達する騒音
 （風車到達騒音 (dB) = 風車稼働時の騒音 (dB) - 風車停止時の騒音 (dB)）

4 施行期日等

告示改正日とします。ただし、告示改正時において、既に設置されている風力発電設備には当面の間適用せず、従前の規制を適用することとします。